

しまねシルバー人材センター

入会のしおり



社団法人 島根県シルバー人材センター連合会

C O N T E N T S

目 次

道は三つ。あなたはどの道を選びますか？	1
シルバー人材センターとは！	2
シルバー人材センターの組織	3
高齢者のための新しい就業システムです	4～5
会員になるためには	6
会員はこんな仕事をしています	7
安全な就業はすべてに優先します	8
センターの活動に積極的に参加しよう	9

さあ、新しい人生のスタートです！

今、あなたは毎日をどのように過ごしていますか。

また、あなたはこれからの人生（60歳の平均余命：男性20年、女性25年）をどのように過ごそうと考えていますか？

道は三つ。あなたはどの道を選びますか？

① まだまだ現役で頑張る

…働けるうちは働く！
生涯現役だ。



② 悠々自適

…趣味を生かし、自由な生活を楽しむ。



③ 半分年金、半分就業

…年金である程度の生活は維持できるが、
全く働かないのも退屈だ。
常用でなく、フレキシブルに働きたい。

○シルバー人材センターに入会しませんか？

あなたはどの道を選びますか？

「シルバー人材センター」は③の道を選んだ方にふさわしい制度です。ぜひシルバー人材センターに入会してみませんか。

また、①の道を選んだ方は高齢者のための雇用等を目的とするシニアワークプログラム事業を活用して、講習会・就職面接会に参加してみてはいかがでしょうか？

シルバー人材センターとは！

○シルバー人材センターが目指すもの

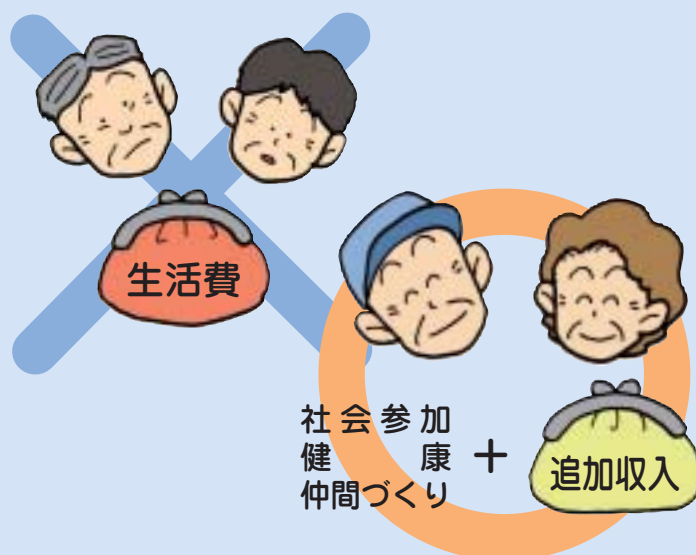
「自主・自立、共働・共助」がシルバー人材センターの理念であり、私たちが目指す理想の姿です。

シルバー人材センターは、助け合いながら仲良く共に働くことによって社会に参加し、そこに喜びや生きがいを見いだそうとする地域の高齢者が集まって組織し、自主的に運営する団体です。

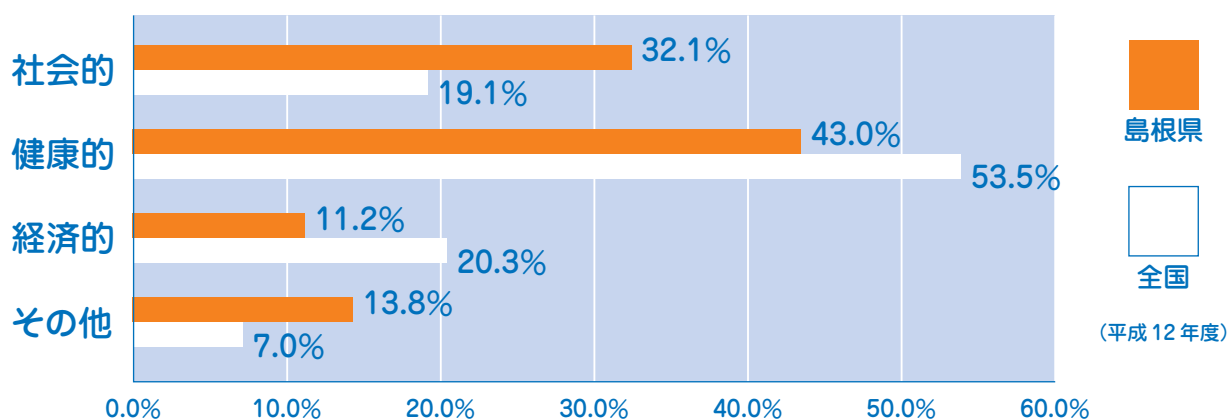
○会員として働くということ

シルバー人材センターに入会し、会員として働く（「就業」という）ということは、単にお金を得ることが目的ではありません。

収入を得ることが一番の目的である方は、残念ながらシルバー人材センターの制度にはなじみません。どうしてもと言いますと、会員になっても一定の就業や収入の保障がないからです。



〔新入会員入会動機〕



○シルバー人材センターは公益的・公共的な団体です。

シルバー人材センターは法律（高齢法）によって位置づけられ、島根県知事の指定を受けて事業を行う公益的・公共的な団体です。

そのため、会員からの年会費のほかに、国や県・市町村からセンターの運営に必要な経費が補助されています。

シルバー人材センターの組織

○地域の高齢者で組織された自主的な団体です。

シルバー人材センターは、その趣旨に賛同した地域の高齢者が集まってつくられた自主的な団体です。役所（役場）やその出先機関ではありません。

ですから、シルバー人材センターの運営にあたって一番大切なことは、会員の自主性や自発性が尊重されることです。つまり、組織運営や事業運営は会員が自らの創意と工夫によって行うことです。

一方、事務局は会員から委任された事務を取扱い、会員の自主的な活動を支援する役割を担うもので、会員がなんでもかんでも事務局に頼るのは好ましくありません。

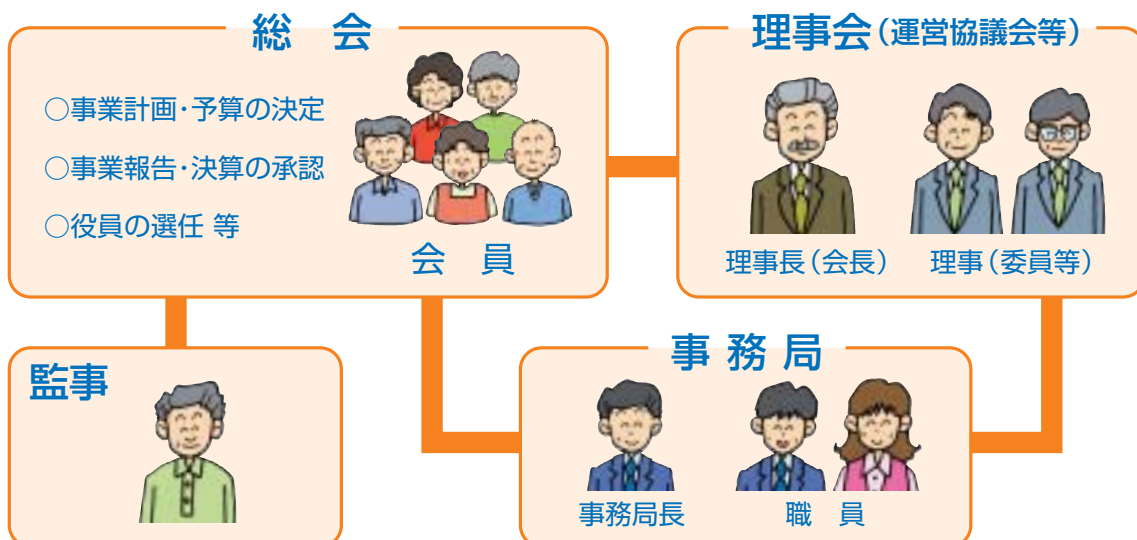
会員はセンターを構成する組織の一員です。運営の責任は一人ひとりの会員自らが負うのだという自覚が必要です。



○会員の自主的活動を高めるための組織

シルバー人材センターの組織は、個々の会員の意志を事業運営に反映させ、会員の自主的活動や社会参加を促すためにつくられています。したがって理事（委員）等の役員は原則として会員から選ばれています。

〔センターの組織図〕



高齢者のための新しい就業システムです

○シルバー人材センターは、世界にも例がない制度です。

雇用でない高齢者の就業システムであるシルバー人材センターは、世界にも例のない高齢者のための制度です。

○仕事はセンターが引き受け会員に提供します。

シルバー人材センターは高齢者にふさわしい仕事を民間企業、一般家庭、官公庁など（「発注者」という）から引き受け、これを会員に提供します。

仕事を引き受けた会員には、仕事が完了すればその内容、就業実績に応じて報酬（「配分金」という）がセンターから支払われます。



○ 会員はいわば一個の事業者です。

センターは発注者からある仕事を完成させることを約束して、発注者はその仕事の結果に対して対価を支払うことを約束して契約します。これを請負契約といいます。

センターはこれを会員に再請負の形で提供します。そのため会員は発注者ともセンターとも雇用関係は全くない、いわば一個の事業者であり、発注者の指揮命令をうけるのではなく、自分の裁量で請負った仕事を行います。

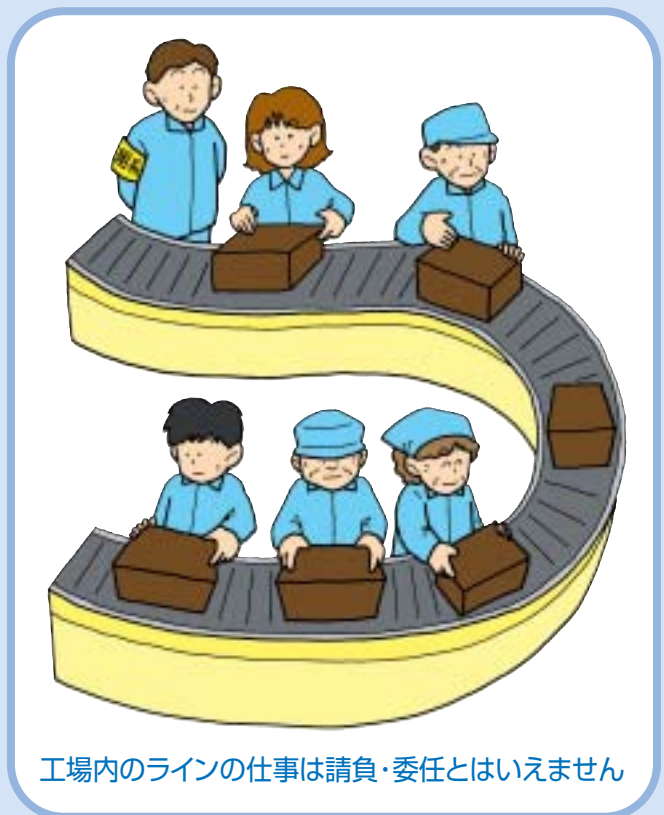
また請負契約のほかに、発注者からある事務を処理することを目的とする委任契約のケースもありますが、これも請負契約と同様に会員はセンターから再委任の形で提供され、会員は発注者ともセンターとも、雇用関係は発生しません。

○ 臨時的かつ短期的な就業

会員の就業は、シルバー人材センターの趣旨・目的から臨時的かつ短期的なものが対象となります。

そのため、同一人が同じ発注者の同じ仕事に長期間・長時間就業することは避けなければなりません。なぜならば、このような就業は雇用関係が生じる恐れが出てくるからです。

また、センターではローテーション就業の推進や、就業適正化のための委員会の設置などの対策を講じることで、より多くの会員が就業できるように配慮しています。



工場内のラインの仕事は請負・委任とはいえません

○ 労災保険などの適用はありません。

会員の就業は雇用ではないので、労災保険をはじめ各種労働法の適用は一切ありません。

また配分金は賃金ではないので、所得税法上も給与所得と見なされず、雑所得として取り扱われます。したがって、配分金をもらっても公的年金はカットされません。

会員になるためには

○原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方

シルバー人材センターの会員は、原則として60歳以上の健康な方で、センターの扱う「仕事」で働こうとする意欲と能力があればどなたでも入会できます。

○入会の手続きは

まず入会説明会などで事務局からの説明を受け、センターの制度について十分に理解した上で入会申込書を提出します。

入会申込書には、氏名、住所などのプロフィールのほか、希望する仕事や資格・特技などの仕事に関すること、配分金の振込先や緊急連絡先などを記入します。

そして、入会申込書が提出されたあと、理事会等の承認を得て正式に会員となります。

なお入会後には毎年定められた年会費を納めていただくことになります。

(例)

入会申込書兼会員票

氏名: 島根太郎 (シマネ タロウ)

生年月日: 1953年3月3日 (62歳)

住所: 島根県松江市母衣町55番地 (電話: 28-1171 FAX: 28-1173)

希望する仕事: 各種自動車の運転, 馬場管理, 福祉サービス, 屋外清掃作業

資格・特技: 自動車二種免許, ホームヘルパー2級

配分金振込先: シルバー銀行 島根支店

月額会費: 3,000円

○家族への説明も忘れずに

シルバー人材センターは、雇用ではない高齢者が働くための新しいシステムなので、家族の方にも十分理解してもらうようにしましょう。

センターからの連絡を家族が電話でとりつぐこともあります。あなたがセンターに入会したことを伝え、この「入会のしおり」や規約集などを一緒に目をとっておくとよいでしょう。

会員はこんな仕事をしています

専門技術分野

- ・ 家庭教師、各種講座等の講師
- ・ 社内報、テープおこしなどの編集作業
- ・ 起票、記帳、伝票整理などの経理事務
- ・ ワープロ・パソコンでの原稿づくり
- ・ 各種自動車の運転



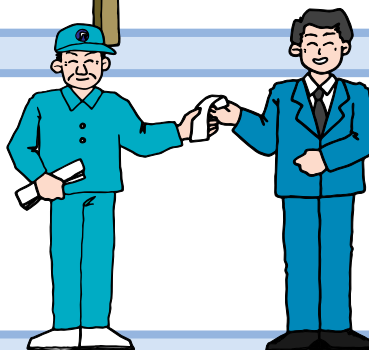
事務分野

- ・ 資料、名簿、台帳などの整理事務
- ・ 宛名書き、賞状書きなどの筆耕
- ・ 統計、アンケート、通行量などの調査事務



管理分野

- ・ 建物、駐車場、スポーツ施設などの管理
- ・ 商品、資材などの管理



折衝・外交分野

- ・ ガス、水道などの検針
- ・ パンフレット、チラシなどの配布



サービス分野

- ・ 洗濯、食事の支度などの家事手伝い
- ・ 子守り、育児の手伝い
- ・ 犬の散歩 ・ 観光ガイド



技術分野

- ・ 大工仕事、ブロック積み
- ・ 障子・襖の張り替え
- ・ 庭木の剪定
- ・ 洋服の寸法直し



屋内外の一般作業

- ・ 家庭や施設内などの清掃
- ・ 庭の草取りや草刈り ・ 畑仕事
- ・ 封筒入れ、包装などの作業
- ・ 倉庫などの片付け



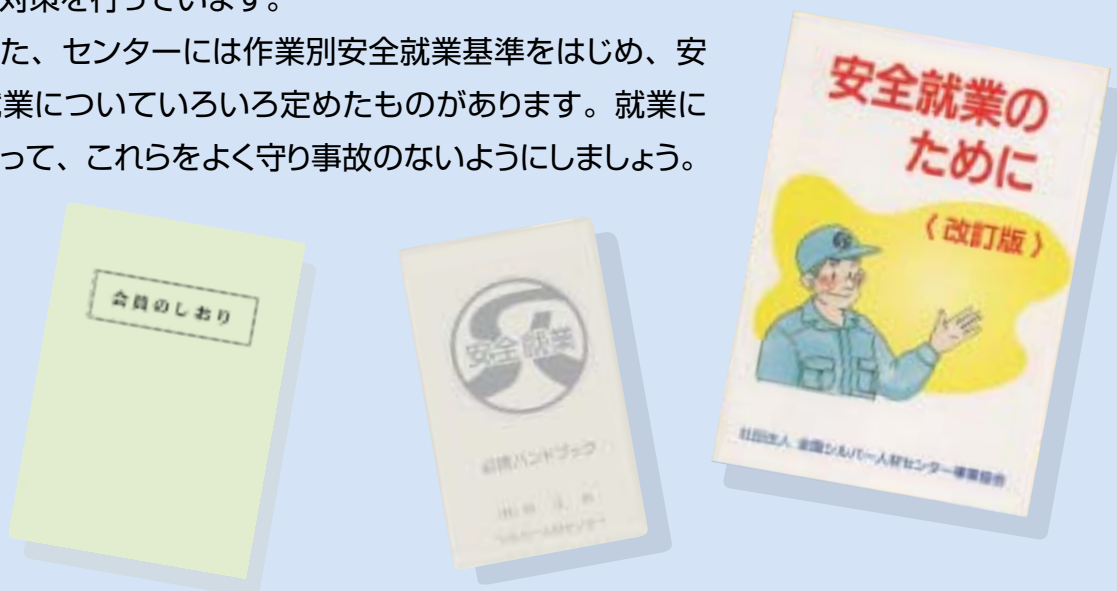
安全な就業はすべてに優先します

○定められた基準や規約を守って安全に就業しましょう

会員となり就業をしても、けがをしたり事故を起こしては何にもなりません。

そこで、シルバー人材センターでは、会員の安全を確保し、傷害事故などを防ぐためにさまざまな対策を行っています。

また、センターには作業別安全就業基準をはじめ、安全就業についていろいろ定めたものがあります。就業にあたって、これらをよく守り事故のないようにしましょう。



○会員の傷害事故はシルバー保険でカバーされています

会員の就業については労災保険が適用されませんので、これに代わるものとしてセンターは会員を被保険者として団体傷害保険に加入しています。

普通「シルバー保険」と呼んでいますが、就業中の災害だけでなく現場への行き帰りの事故についても保険金が払われます。

また、物損事故についても賠償責任保険に加入しています。

(保険の種類や補償内容はセンターごとに若干異なりますので、十分確認してください。)



センターの活動に積極的に参加しよう

○ 未経験の仕事にも チャレンジしてみよう

センターにはいろいろな仕事があり、自分でしたいと思う仕事に就ければよいのですが、自分が希望する仕事がない場合もあります。例えば、事務系の仕事を希望している会員は一般的に就業する機会が少ないようです。このようなとき、事務系以外の仕事にチャレンジしてみることです。あなたにとって新しい就業の分野が開かれるかもしれません。センターではこのような会員のために、各種の講習会を行っています。

○ 地域班などの組織活動に 積極的に取り組もう

会員の自主的活動を促すために、地域班や職群班などの組織がつけられます。

これらの組織活動の担い手になるとともに、センターが主催して行う諸行事にも積極的に参加しましょう。

○ 仲間づくり、サークル活動も

シルバー人材センターでは、単に働くだけでなく、いろいろな趣味をもとにしたサークル活動や旅行なども活発に行われています。

これらに参加して、仲間づくりをしたり、生活を楽しむことも大切ではないでしょうか。



シルバー会員 安全心得 みんなで守ろう 10ヶ条

1

作業は安全第一を
心掛け、急いだり、
あわてたりしないこと。



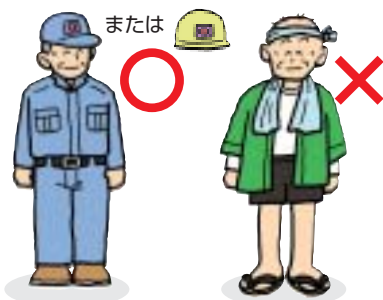
2

器具類は使用する前に
必ず点検すること。



3

服装・履物は
作業に合った
動きやすいものに
すること。



4

作業前には
軽い柔軟体操をして
体をほぐすこと。



5

加齢による、
諸機能の低下を
十分認識し、
無理をしないこと。



6

作業現場は
常に整理整頓を
心がけること。



7

共同作業では、
合図・連絡を
正確に行うこと。



8

帰宅するまでは
仕事のうち、
交通事故に気をつけること。



9

健康には常に注意し、
健康な状態で
就業すること。



10

仕事の前日は、
十分睡眠をとるように
心がけること。

